

助成金

出張

粉じん作業特別教育

公益社団法人わたらせ技能講習センタと協力して、粉じん作業特別教育を実施いたします。

承知のとおり、金属の研磨、バリ取り、鋳物作業などの「特定粉じん作業」に従事する労働者については、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、特別教育の実施が義務付けられています。粉じんの吸入による「じん肺」は不可逆性の疾病であり、その予防は非常に重要です。事業者と労働者がともにその有害性を理解し、粉じんの作業現場における環境や作業管理、健康管理を徹底するため、該当する労働者については必ず受講されますようお願いします。、

対象者

グライダによる研削・バリ取り、アーク溶接、バフ等の研磨、鋳物の砂型ばらし、砂おとし金属の裁断作業などの方

講習の内容(粉じん障害防止規則によるカリキュラム)

- (1)関係法令
- (2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- (3)作業場の管理
- (4)粉じんに係る疾病及び健康管理及び呼吸用保護具の使用方法



日 時

令和9年1月7日(木) 8:00~12:40

※申込後、請求書と「受講票」を送付します

会 場

わたらせ技能講習センタ(足利八門町103)

受講料

13,000円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和8年11月2日(月)~ 12月25日(金) 定員40名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から受講料の30%が助成されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、日程を調整して出張講習もできます